

図書館利用に障害のある人へのサービス（１）障害者サービス概論

前田章夫（日本図書館協会・障害者サービス委員会）

はじめに － 「障害者」という表記について

◎「障害者」「障がい者」「障害者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使われている。

※ どのような表記を使うにしても、①特定の表記を強制しない、②発言には自覚と責任を持って使用するというのが、現在の障害者団体間の合意事項

→ 「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味で、ここでは「障害者」を使用する

「障害者サービス実態調査」から見る障害者サービスの今

障害者サービス実施館(2010調査)

設置母体	回答館数	実施館数	実施率
都道府県立	53	49	92.5%
政令市図書館	251	211	84.1%
市区立図書館	1,554	1,016	65.4%
町村立図書館	401	222	55.4%
私立図書館	13	5	38.5%
計	2,272	1,503	66.2%

障害者サービス実施公共図書館数の変遷

調査年	回答館数	実施館	実施率(%)
1976年	1,050	270	25.7%
1981年	1,362	517	38.0%
1989年(*1)	894	483	54.0%
1998年	2,326	1,146	49.3%
2005年	2,843	1,598	56.2%
2010年(*2)	2,272	1,503	66.2%

*1:1989年は自治体数、他は図書館数

*2:国立国会図書館調査、他はJLA障害者サービス委員会調査

主要項目の変遷

調査年	対面朗読	自宅配本	郵送貸出	録音製作
1976年	10	25	34	24
1981年	85	88	165	102
1989年	133	178	393	140
1998年	487	421	587	162
2005年	—	—	—	165
2010年	591	353	479	148

障害者サービス利用者〇[ゼロ]の図書館数			
	実施館	利用者〇の館	割合
対面朗読サービス	591	221	37.4%
図書・AVの郵送貸出	432	141	32.6%
録音・点字の郵送貸出	479	115	24.0%
自宅配本サービス	353	64	18.1%

	回答館数	回答割合	対面朗読	回答割合
視覚障害者	353	24.8%	278	47.0%
聴覚障害者	86	5.7%	4	0.7%
肢体不自由者	208	13.8%	7	1.2%
内部障害者	41	2.7%	0	0.0%
知的障害者	74	4.9%	2	0.3%
精神障害者	32	2.1%	1	0.2%
学習障害者	13	0.9%	0	0.0%
入院患者	11	0.7%	2	0.3%
施設入所者	60	4.0%	6	1.0%
在宅療養者	22	1.5%	2	0.3%
高齢者	103	6.9%	5	0.8%
被収容者	0	0.0%	0	0.0%
その他	51	3.4%	0	0.0%

担当職員がいる館と専任職員数		
調査年	担当職員がいる館	専任職員数
1976年	34 館	24 人
1981年	165 館	102 人
1989年	393 館	140 人
1998年	587 館	162 人
2005年	－ 館	165 人
2010年	479 館	148 人

B. 『障害者』とは

■ 「障害者」という言葉が表すもの

Q1： 744万 対 5120万
 Q2： 31万 対 752万
 Q3： 35万 対 2329万

■ 「障害者」という言葉の理解－障害の3つのレベル

日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない

★ 障害者理解の大きな妨げになっている ★

◎WHO（世界保健機関）「国際障害分類 1980」採択

障害レベルによる3つの言葉の使い分けを推奨

「impairment」＜機能障害＞

「disability」＜機能不全／能力障害＞

「handicap」 <社会的不利>

◎ WHO「国際障害分類第2版(生活機能と障害の国際分類)」を2001年5月採択。

「disability」→「activity」<活動>

「handicap」→「participation」<参加>

※ 欧米諸国は、社会生活を送る上で Handicap をもっている人の数であるのに対し、日本では Impairment の一部と Disability の一部の人のみを「障害者」としている。

■ 「障害者」の定義の変化

◎ 「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に（旧：長期にわたり）日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」（障害者基本法第2条：1993年）

◎ 「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」（「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年）

※ 「障害」を<身体の不自由な人>というように、個人に起因すると考えるのではなく、環境との関連の中で認識することが重要

■ 日本における「障害者」とは

◎ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して、認定された人のみが「障害者」として認められ、各種の公的援助が受けられる。

◎ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、法律に規定されていても認定されない限り「障害者」とは認められない

◎ 744万人の「認定障害者」には、発達障害者、学習障害者、高次脳機能障害者、難病患者などの大半は含まれていない。

※ 知的障害者／精神障害者の大半も含まれていない

【参考】日本の個別の「障害者」関係法規

◇ 身体障害者：「身体障害者福祉法」【1949(昭和24)年制定】→『身体障害者手帳』

◇ 知的障害者：「知的障害者福祉法」【1960(昭和35)年制定】(旧：「精神薄弱者福祉法」1999年名称変更)→『療育手帳』（『みどりの手帳』『愛の手帳』など）

◇ 精神障害者：「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(通称：精神保健福祉法)【1993(平成5)年制定】→『精神障害者保健福祉手帳』（『障害者手帳』）

◇ 発達障害者：「発達障害者支援法」【2004(平成16)年制定】→<手帳なし>

■ 障害者サービスの対象者数は？

◎ 学習障害の一種であるディスレクシア〔読み書き障害／読字障害〕の人だけをとっていても、人口の3～8%になるとの推測もある。<発達障害者全体では人口の6～10%?>

◎ 何よりも忘れてはならないことは、この744万人の中には多くの高齢者（多機能不全ともいえる）が含まれていない。

※ 世の中には、統計に表れた数字以上に多くの「障害者」がいる。

※ 図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない

C. 『障害者』への図書館サービスの歩み

■ 前史：図書館と障害者（盲人）との出会い

- ◇ 日本における「盲人」に対する図書館サービスは、欧米諸国に劣らない歴史をもっている。
- ◇ 障害者(盲人)サービスは、「点字」の拡張とともに発展した。
 - ☆1824年：ルイ・ブライユ(仏) 「6点式点字」考案
 - ☆1858年：アメリカが「ブライユ式点字」を導入
 - ★1868(明治元)年：ボストン市立図書館に点字部設置
 - ☆1890(明治23)年：石川倉次が「6点式カナ点字」考案
 - ★1897(明治30)年：米国議会図書館に盲人読書室が設置
 - ☆1901(明治34)年：日本点字が「官報」に告示される

<日本では>

- ◎ 1880(明治13)年：スコットランドの宣教医フォールズによる「盲人用図書室」(東京)の設置(が最初?) <凸字図書を使っての図書の製作・公開>
 - ☆1890(明治23)年：石川倉次が「6点式カナ点字」考案
 - ☆1901(明治34)年：日本点字が官報に告示される。
 - ◎1915(大正5)年 東京市本郷図書館に点字文庫開設
 - 全国的拡大し、昭和初期には全国各地の図書館に点字文庫や盲人閲覧室が設置された。
 - ☆新潟県立(1919)、石川県立(1927)、徳島県立(1928)、鹿児島県立(1929)、名古屋市立鶴舞(1929)、長野県立(1929)・・・
- しかし、欧米諸国のようには発展できなかった。

■ 身体障害者福祉法の衝撃

- 「盲人」と公共図書館の分離を決定づけたのは「身体障害者福祉法」(1949)の制定だった。
- ◇ 更生援護施設のひとつとして「点字図書館」を規定
 - 公共図書館に設置された「点字文庫」「盲人閲覧室」の大半は公共図書館から分離された。
- <図書館法制定 1950年>
- ◇ 点字図書館の<図書館>としての発展が止まった。しかも、障害者には「点字図書館がある」としてサービスを止める理由に

[参考] 点字図書館とは

点字図書館(＝視覚障害者情報提供施設)に対する大きな誤解

- ◇ 「図書館」という名称はついているが、資料の保存や貸出を主とする図書館ではなく、あくまでも福祉施設(更生援護施設)である。
- ◇ 点字・録音資料の貸出以外にも、視覚障害者用用具の販売やレクリエーションの企画・支援などを主たる業務とする施設である。
- ◇ 点字図書館のサービス対象者は、重度の視覚障害者である。(視覚障害者の8割を占める弱視者や子どもは対象とはしていない。)

■ 公共図書館の発展と「障害者」

日本の公共図書館は1960年代後半から急激に変化した。

- * 1963(昭和38)年『中小都市における公共図書館の運営(中小レポート)』刊行
 - * 1970(昭和45)年『市民の図書館』刊行量的な拡大だけでなく、質的にも大きな変化が生まれた。特に、住民一人一人(子供から高齢者まで)に対して図書館が向き合うようになった。
- しかし、「すべての人に、すべての本を」といったスローガンに「障害者」は含まれていなかった。

■ 学生たちの自助努力とSL

視障学生たちは勉学のためのテキスト類の点訳や音訳を厚生省や点字図書館に求めた

◎ しかし「文部省管轄の図書館のやることで、点字図書館の仕事ではない」として拒否された。

◎ 学生自ら、ボランティアグループを募集・育成したり、有料の点訳者・朗読者にテキスト類の製作を依頼していた。

◎ 「スチューデント・ライブラリー」の結成（1967年）

卒業生たちが使用した点訳テキストなどを集めて、英国のスチューデント・ライブラリー(SL)に習って設立。しかし財政的問題や資料の保管場所などすぐに限界。しかし、厚生省や点字図書館からは支援を拒否。

■ 公共図書館の発見、障害者の発見

同僚学生が都立図書館や国会図書館を利用していることを知り、自分たちも利用させて欲しいと1968-69年に東京都立日比谷図書館や国立国会図書館を訪問し、門戸開放を要求

→ 日比谷図書館は杉捷夫館長の英断により事務室の片隅での朗読からサービスを開始

※ 日比谷図書館の書庫を案内されて書架に並んだ何万もの本を触ってみて、「世の中にはこんな本があったのか、と感激した」という手記が残っている。

* 視覚障害者にとっては「(公共)図書館の発見」

* 図書館員にとっては「障害者の発見」であり、「図書館の再発見」でもあった。

■ 「視覚障害者読書権保障協議会」の結成

◎ 公共図書館の門戸開放運動をした学生・市民たちが中心となり 1970年6月に「視覚障害者読書権保障協議会（視読協）」を結成

* 1971年の全国図書館大会(岐阜)で、<権利としての読書(読書権)の保障、公的保障としての図書館サービス>をアピール。

◎ 視読協の最大の功績は、<与えられる読書>が当たり前であった視覚障害者に、<選ぶ読書>というものを知らしめ、実現させたことである。

◇ 1998年 「視覚障害者読書権保障協議会」解散

■ 国際障害者年と障害者サービス

◎ 1981年の「国際障害者年」を契機に、障害者サービスはさらなる展開を見せ始めた。

① 障害者サービスの国際交流：IFLA盲人図書館会議等への参加

② 聴覚障害者、知的障害者等へのサービス

③ 多文化サービス、病院入院患者・矯正施設入所者へのサービスなどに気づく

④ 公共図書館と点字図書館との連携の強化：「近畿点字図書館研究協議会(近点協)」など

C. 『図書館利用上の障害』とは

■ 「障害者サービス」は「身体障害者サービス」？

◎ 「障害者サービス」は、視覚障害者・肢体障害者へのサービスを中心に組み込まれていたために、長い間「身体障害者へのサービス」と思われてきた。

◎ サービスの進展とともに、身体障害者ではないが、図書館利用に支障をもつ人の存在が見えてくるようになり、「身体障害者へのサービス」ではなく、「図書館利用に障害のある人びとへのサービス」と認識されるようになった。

この認識の転換が公共図書館の障害者サービスを質的に大きく変化させ、発展させた。

■「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

- ◎ 図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの、多様な資料、多様なサービス手段、多様なコミュニケーション手段、施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館利用に際して障害を受けている人々へのサービス
- ◎ 図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおすことができる。つまり、
 - ※ 障害者サービスの目標は、この図書館側が負っている「障害」を取り除いていくことにある。
 - ※ 障害は「障害者」にあるのではなく、図書館にこそある！

■ 図書館利用上の4つの「障害」－図書館が作り出しているバリアー

- ① 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア
- ② 資料をそのままでは利用できないというバリア
- ③ コミュニケーションのバリア
- ④ 心理的な圧迫というバリア

この4つのバリアを解消し、すべての人が等しく図書館を利用できるようにすること = 「アクセシビリティの保障」が、「障害者サービス」の目的・目標

① 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

- ◇ 図書館の入口や館内に階段や段差がある。
- ◇ 書架の間隔が狭くて、車イスでは入れない
- ◇ 書架が高くて、上段の本が取れない
- ◇ 照明が暗くて、字が読めない
- ◇ 掲示板やポスターの字が小さくて読めない
- ◇ タッチ式のOPACのボタンが押せない

※ 物理的なバリアは、施設・設備の改善とともに、サービス方法の改善（自宅配本など）も重要な解決策である。

② 資料をそのままでは利用できないというバリア

- ◇ 目が見えないので、墨字が読めない
- ◇ 字が小さいので読めない
- ◇ 漢字がわからない
- ◇ 日本語(外国語)がわからない
- ◇ ビデオの音が聞こえない
- ※ その利用者にとって何が問題なのか、また問題をカバーする代替情報が何かを掴むこと
→ 音訳、点訳、立体化、文字の拡大など多様な変換能力が必要

③ コミュニケーションのバリア

- ◇ 視覚障害者から点字の質問が届いたけれど、点字が理解できないので内容が分からない。
- ◇ 聴覚障害の利用者がカウンターにやってきたけれど、手話ができないので対話ができない。
- ◇ 外国からの旅行者がカウンターにやってきたけれど、外国語ができないので対話ができない。
- ※ 「利用者とのコミュニケーション」が取れないと、利用者が求めていることを把握することもできず、利用者に回答を返すこともできない。
→ 相手の意志をくみ取る、相手に意志を伝える、そのための熱意や努力が基本

④ 心理的な圧迫というバリア

- ◇ 図書館の建物が入るのを拒否するような雰囲気醸し出している。
- ◇ 職員が自分を無視している。睨みつけられた
- ◇ 不審者に間違われて詰問された。
- ◎ 図書館(員)が気づかないところで、住民に壁を築いている場合がある。そういう可能性がないか、常に気配りしておくことが重要

E.人権保障としての『障害者サービス』

■ 障害者の意識変革と権利条約

- ◇ 1981年 国際障害者年「完全参加と平等」
- ◇ 1990年 アメリカ障害者法(ADA)
 - ADA：障害者の権利保障を前面に打ち出し「障害者の公民権法」と呼ばれている。
 - * <障害者の自立>への意識改革を世界各地に生み出した。
 - * 日本でも積極的に街に出たり、海外の障害者と交流により、大きな意識変革をもたらす。
- ※ 障害当事者の意識の変革に、健常者の意識がついていけない
- ◎ 2006年12月 国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択
 - ※ 2001年から世界の障害者団体が共同して運動を展開

■ 障害者の権利に関する条約

- ◎ 障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを 目的とする国際的原則<「世界人権宣言」に準ずる障害者の人権宣言>
 - 2006年12月 国連総会採択(2007年5月3日 条約発効)
 - 2007年9月28日 日本政府署名<国会批准必要>
- ◎ 法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者の参加を阻害する要因の除去を国として約束するもの。
 - ◆ 日本でも内閣府の「障がい者制度改革推進会議」等で国会批准に向けての検討が続いている。

■ 日本における障害者権利条約の批准

- ◎ 日本政府は2007年9月に条約への調印は済ませたが、まだ国内法の整備等が完了していないために批准できていない。
 - ☆ 「障害者基本法」<2011年8月5日公布>
 - ☆ 「障害者総合福祉法(仮)」<「障害者自立支援法」の全面改定、2012年予定>
 - ☆ 「障害者差別禁止法」<2013年予定>
- 以上の3つの法律が制定された段階で批准される予定<2013年か?>

■ 障害者権利条約の考え方の要点

- ① 「合理的配慮」により、障害者に実質的な平等を保障するという考え方。
- ② 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも結果的に不平等になることは差別であるとする考え方。
- ③ 障害(者)を特定せずに、社会参加ということを社会環境との関係で考える広い考え方。
- ④ 障害のない人と同じように建物や交通機関の利用、道路の使用が可能かどうか、情報やコミュニケーションサービスを得ることができるかどうかというアクセシビリティ(accessibility)を重視する考え方。

■ 障害者権利条約と図書館

- ◎ 障害者権利条約図書館に活かすための取り組みが求められる。
- ◎ 人権保障機関としての公共図書館という視点
- ◇ 公共図書館の基本機能を生かした人権保障
公共図書館の基本機能(=資料・情報の収集・整理・提供)は、障害者に対しても同じ！
但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。
- ※ 障害者が必要とするものを、その人が活用できる形で提供する。
 - ◇ 施設・設備・運営ソフトを見直す。
 - ◇ 障害の種別、程度による対応の違いを見直す。
 - ◇ 障害者の企画・運営への参加を図る。

■ 著作権法(第37条等)の改正(2010年1月1日施行)

- * 障害者が資料・情報を図書館から普通に提供される市民の一人としてようやく認められた。
- * 著作権法上の点字図書館と公共図書館の区別がない。
- (1) 対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しない。
→ 公共図書館、大学図書館、国会図書館、学校図書館等も含まれる。
- (2) 対象者を視覚障害者に限定しない。
→ 「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に
- (3) 複製の方法を録音に限定しない。→ 「視覚障害者等が利用するために必要な方式」に

F.利用者を知り、資料を知り、利用者と資料を結びつける

■ 図書館(員)と「障害者」の現状認識

- ◎ 現在の公共図書館は、身体障害者の一部の人に対応しているのみ。 <全貌が見えていない>
- ※ 図書館は、不作為による「人権侵害」という大きな課題を抱えた状態にある。
- ◎ 多くの図書館(員)は、障害者のこと、障害者の置かれている状況を知らない。
「利用者を知り、資料を知り、人と資料を結ぶ」という図書館員としての基本が障害者サービスにおいては未成熟。この自覚から始めることが必要

■ 利用者を知る

- ◇ これまでは、肢体障害、視覚障害、聴覚障害などの一部の人についての知識しかなかったのでは？
- ◇ 知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病、盲ろう重複障害などの障害者については、図書館サービスの対象者とは見ていなかった？ <とても手が届かないという諦め？>
- ◇ 加えて、知っているはずの「視覚障害」や「聴覚障害」などについても、表面的な知識しかなかったのではないか？

■ 利用者を知る — 視覚による機能障害

- ◎ 「視覚障害」は、視力や視野の障害だけではない。
 - ◇ 視力障害：メガネなどで矯正しても、視力がある一定以上はでない状態。
 - ◇ 視野障害：目の見える範囲が狭い(狭窄)、両端が欠けたり、上下が欠けたり(半盲)、中心部が欠けたり(暗点)する状態
 - ◇ 色覚障害：特定波長の色が認識できなかつたり、特定の色が別の色に見える状態のこと。
 - ◇ 光覚障害：夜になると見えなくなつたり(夜盲症)、逆に明るいと見えなくなる(羞明[シユウメイ])、また明暗の順応が遅い明暗順応障害もある。
 - ◇ 眼振障害：眼球が本人の意志に関わりなく、不随意震動する障害。焦点が定められない。

利用者を知る — 視覚障害の誤解を解く

◇ 同じ「視覚障害」であっても、その人の抱えている障害の種類・程度によって、提供する資料も、提供方法も異なってくる。

◆ まずは誤解を解くところから始める ◆

- ① 視覚障害者はみんな「点字」ができる。
- ② 視覚障害者へのサービスは、点字図書館に任せれば良い。
- ③ 弱視者の障害は、「全盲者」よりも軽い。

その上で、その人の図書館利用を妨げている原因をつかみ、解決策を探り、利用者に情報を提供する。それが「図書館の障害者サービス」である。

[参考] 視覚障害者と点字

■ 視覚障害者＝点字使用者ではない！

点字が使えるのは視覚障害者の約10%

★視覚障害者全体の点字習得数

点字ができる	32,000人	(10.6%)
点字ができない	229,000人	(76.1%)
回答なし	40,000人	(13.3%)

★うち1級2級の重度障害者数(179000人)

点字ができる	31,000人	(17.3%)
点字ができない	133,000人	(74.3%)
回答なし	15,000人	(8.4%)

点字の習得は、失明時の年齢に大きく左右される。とくに中高年の中途失明者の点字習得は困難！

[参考] 聴覚障害者と手話

◎ 聴覚障害者＝手話ではない！

手話が使えるのは聴覚障害者の約14%

★聴覚障害者全体の手話習得数

手話ができる	43,000人	(14.1%)
手話ができない	209,000人	(68.8%)
回答なし	52,000人	(17.1%)

★うち1級2級の重度障害者数(94,000人)

手話ができる	35,000人	(37.6%)
手話ができない	47,000人	(50.5%)
回答なし	11,000人	(11.8%)

※ 1級(14,000人)は[聴覚障害＋言語障害等]の人

※ 手話の習得者は、高齢者ほど少ない。

[参考] 手話の種類

◎ 手話は一つではない！

手話には、ろう者が主に使う「日本手話」と、難聴者が主に使う「(日本語)対応手話」がある。

[日本手話] 日本語とは異なる独自の文法と構文をもった言語。非手指動作(表情や頭部の動き、口型など)が重要な意味を持つ。

[対応手話] 日本語と手話とをほぼ一対一に対応させたもの。基本文法が日本語のため、非手指動作はほとんど使われない

※ ろう学校においては、長い間、手話は認めず、禁止されていた。口話法(口の形を読む)が中心だったため、年齢が高いほど手話ができない。

■ 障害者サービスのための資料

- ◎ これまでの障害者サービスで提供してきた資料
 - ◇ 点字(訳)図書：(重度の)視覚障害者
 - ◇ 録音(テープ)図書：視覚障害者
 - ◇ 拡大写本、大活字本：視覚障害者(弱視者)
 - ◇ 手話(字幕)付きビデオ：聴覚障害者
 - ◇ 触る絵本・布の絵本：視覚障害児、知的障害児
 - ◇ 点訳絵本：視覚障害児(者)

■ 障害特性にあわせた資料

- ◎ 障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用
理念は「One Source Multi Use」
- ★ 障害別に資料があるのではなく、その人の障害にあう資料を横断的に活用していく
例：視覚障害者の為のメディアと思われてきた「録音図書」は、視覚障害者だけに有効なものではなく、学習障害者や知的障害者、さらには聴覚障害者(難聴者)などにも有効なことが実践の中で明らかになってきている。「マルチメディア DAISY」のように、最初から多様な障害者の利用を前提に開発されているメディアもある。

G. 『障害者サービス』をめぐる最近の動向

■ 新たな図書館の役割とサービス

- ◎ 新しいサービス展開に向けての動き
 - ★ ネットワーク配信サービス：「サピエ図書館」
 - ★ 障害のある子どもへのサービス
 - ★ 知的障害者(児)・自閉症者(児)への取り組み：「近畿視情協LLブック特別研究チーム」など
 - ★ 矯正施設入所者サービス：「矯正と図書館サービス連絡会」
 - ★ NPO 大活字文化普及協会：「読書権保障協議会」
- ◎ 新たな図書館の役割
 - ★ 情報リテラシーの向上のための場としての図書館<視覚障害者、盲ろう者へのIT指導など>
 - ★ 社会順応訓練・職業訓練の場としての図書館

■ サピエ図書館

- ◇ 2010年4月にスタートした「視覚障害者総合情報ネットワークシステム」の略称。視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供する情報提供システム。全体システムを「サピエ」、図書情報部門を「サピエ図書館」という。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協)が運営
- ◇ サピエ図書館：ダウンロードサービス
点字データ、音声データ、DAISYデータのネットワーク環境を持たない視覚障害者等に対して、図書館が代わってダウンロードし、利用者に提供することも可能。

[1] 発達障害者と図書館

■ 「発達障害」とは

- ◎ 発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法）
- ◎ 広汎性発達障害（PDD）とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。
- ◎ 発達障害に関する研究は始まったばかりで、発達障害の範囲も未確定。従って、対象となる発達障害者数も確定されていない。（人口の6～10%？）

[参考] 主な発達障害（自閉症・アスペルガー症候群など）

- ◎ **自閉症**：(1)対人関係の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)限定した常同的な興味、行動および活動という3つの特徴をもつ行動障害で、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。なお、自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」という。
- ◎ **アスペルガー症候群**：知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通した障害である。
- ◎ **サヴァン症候群（サヴァンシンドローム）**：精神障害や自閉症の人に見られる、特定の分野において突出した能力を発揮する人やその症状のこと。〇月×日の曜日をすぐ当てられる、膨大な書籍を1回読むだけですべて暗記できる、一度聞いただけの曲を最後まで間違えずに弾ける、航空写真を一瞬見ただけで描き起こせるなど、特出した記憶力・再現力が特徴。男性に多い。
- ◎ **注意欠陥／多動性障害（ADHD）**：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。多動性、注意力散漫、衝動性などの症状が通常7歳以前にあらわれ、学齢期にもっとも目立つ。思春期以降は症状が目立たなくなるといわれている。

■ 学習障害とは

- ◎ 「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推測されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」<文部科学省による学習障害の定義 H17.7>
- ※ 学習障害と、軽度の自閉症、アスペルガー症候群、軽度の知的障害は似ているため間違われることがあるが、対応方法は異なるため注意が必要。
- ※ 学習障害児の半数はADHDを併せもつと言われている。

■ ディスレクシアとは

- ◎ **ディスレクシア(Dyslexia)**：学習障害の一種で、失読症、難読症、識字障害、読字障害ともいう。知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害である。
最新の研究では、一般の人と、脳での情報処理の仕方が異なることが明らかになってきている。

■ ディスレクシアと図書館

- ◇ 落ち着いて、自分のペースで読書できる環境を整備する。
 - * 一人一人の障害の状況に合わせて提供する資料を選ぶなど、柔軟な対応が必要。
 - * 特に、マルチメディアDAISYの有効性を理解すること。
 - * マルチメディアDAISY、音声資料や拡大文字資料など、多様な資料の可能性を追求する。
- ※ コミュニケーション手段として「手話」が有効なこともある。

[2] 盲ろう者と図書館

■ 「盲ろう者」とは？

- ◎ 「盲ろう障害」とは、何らかの原因により視覚・聴覚の両方に障害があるために、学習や就労などの場で、不自由を強いられる障害のこと
- ◎ 盲ろう者の正確な人数は分かっていない。「全国盲ろう者協会」では、約2万人と推定している。

■ 「盲ろう者」と図書館

- ◎ 視覚と聴覚の両方に障害を持つ「盲ろう者」は、これまで図書館の視野には入っていなかった。
- ☆ 視覚障害者にも、聴覚障害者にも十分なサービスもできていないのに、盲ろう者へのサービスなんてとても・・・（が本音？）

■ 「盲ろう者」のコミュニケーション方法

- ◎ 盲ろう者のコミュニケーション方法は、盲ろうとなる経緯や障害の程度、生活環境によって多様である。
- ☆ 点字を応用したコミュニケーション方法
点字による筆談／指点字／ブリスト
- ☆ 手話・指文字を応用したコミュニケーション方法
触読手話（触手話）／弱視手話（接近手話）／五〇音式指文字／ローマ字式指文字
- ☆ 墨字を応用したコミュニケーション方法
手書き文字（てのひら書き）／筆談／要約筆記／拡大文字要約筆記／パソコン要約筆記
- ☆ 音声を応用したコミュニケーション方法
音声通訳
- ※ この外、最近はメールやチャットを利用する人もある

■ 「盲ろう者」へのサービスの今後

- ◎ 「盲ろう者」への図書館サービスを進めるだけの基礎力は、まだ今の図書館にはないかも。利用者の側にも、サービスを受けるだけの基礎力がないかもしれない。
- ☆ まずは「盲ろう者」への市民への理解を深める活動（講演会、展示会など）。
- ☆ 「盲ろう者」の文字・情報リテラシーの向上にむけての取り組み（IT活用支援など）。
- ☆ 「盲ろう者」に、図書館や読書の楽しさを知ってもらう活動（図書館見学会など）
- ☆ 「盲ろう者」を知ることから始めなければならない。
- ※ これまでの障害者サービスの知識・ノウハウを総動員しなければならない！

[3] 高齢者と図書館

■ 高齢者へのサービスについて ①

- ◎ 人口の 25%に近い超高齢社会が迫る中、図書館における高齢者サービスの重要性が高まっている。図書館が対応できないと、社会における図書館の存在意義が失われるかも。
- ◎ 高齢者の特性を知る。
 - (1) 心身の多機能不全の進行(本人は「障害者」とは思っていない)
＜体力の低下、身体の故障、精神的不安定＞
 - (2) 人生経験を積んだ知識・技能・経験の持ち主
- ※ 図書館を知らない人が多い(昔の図書館観も)

■ 高齢者へのサービスについて ②

- ◎ 大きな文字の本を揃えるだけが高齢者サービスではない
 - 前期高齢者：イベントの企画・運営への積極的参画
 - 後期高齢者：自宅・施設への出張サービス（ボランティア等との協働事業）
- ※ 特に認知症患者へは、回想法による取り組み（古道具、古写真などの保存）も
- ◎ 情報リテラシーへの対応
 - ＜ICT技術の習得。また後期高齢者の場合には、読み書きのできない人も少なくない＞
 - 「読み書き情報支援サービス」

■ 読み書き（代読代筆）支援について

- ※ これまでの図書館は、知らず知らずに大きな利用者の切り捨てを行ってきたのではないか？
- ☆ 「文字の読み書きができる人」のみを対象にしてしまっていたのではないか？ 「読み書き」ができないために、自分は図書館とは縁がないと思ってきた人たちにきちんと対応してきたか？
- ★ 読書権保障協議会（NPO 大活字文化普及協会）
高齢者や障害者などを対象に、公共図書館・点字図書館を含む公的機関での、公的責任による「読み書き支援サービス」の実現を提起。→ 「読み書き支援員(仮称)」の養成講習会

◎ 「高齢者問題に対する図書館の責任」（「高齢者問題に関するホワイトハウス会議」1981）

=====
歳をとるということは、我々の日常生活の中で誰にでもあることである。加齢によって起こる社会的、経済的、生物学的な諸問題は全ての図書館、わけても公共図書館に責任を負わせるところとなっている。このため図書館は以下に述べるところにより地域社会への責任に伝えていく。

1. 老化・老人問題に対し常に前向き姿勢をとること。
2. 老人のみならず、こうした人々を観る専門職の人、或いはボランティアの人々に老化・老人問題についての情報を提供すること。
3. 図書館のデザインやアクセス方法を改善して老人が利用しやすくすること。
4. 施設に入所している老人、或いは家庭にとじこもったままの老人などを含めて、全ての老人の特別なニーズに適切に答えること。
5. 老人層への橋渡しとして、また世代間の橋渡しとしての高齢者の潜在的可能性を活用すること。
6. 図書館サービスのために高齢者を雇用すること。
7. 地域社会全体へのサービス、プログラムの企画の立案にあたる時は、その検討過程に老人自身の意見をいれること。
8. 老人のニーズや問題に関わる団体、図書館以外の他機関との関係を維持すること。
9. 退職前の準備のためのサービス、プログラムを提供すること。
10. 以上の諸サービスを効果的に推し進めるための財源を常に積極的に探すこと。

まとめー『障害者サービス』を進める上で忘れてはならないこと

■ 障害者サービスのための基本的考え方

- (1) 条件整備とサービスの違いを明確にする
- (2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する
- (3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある
- (4) 柔軟で粘り強い対応に心がける
- (5) 利用者の求めるものを迅速・的確に認識する
- (6) <資料の借用と製作><アウトリーチ：外へ出る> <プライベート><プライバシー>が基本
- (7) 「障害者」は特別な人ではない。「障害者サービス」は特別なサービスではない

■ 障害者問題を考える際に忘れてならないこと

- ① どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民
- ② 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある
- ③ 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する
- ④ 「障害」の等級は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- ⑤ 「障害者」は「手帳」所持者だけではない。<手帳所持者の何倍もの「障害者」がいる>
- ⑥ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。<自分の問題として捉え直す>

[参考] 障害者サービスを深めるための情報源

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」(2007)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaproprep104.html
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」(2005)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」(2001)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のためのIFLA指針」(1997)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>
- 「障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳)」(2006)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>
- 「障害者の権利に関する条約(川島・長瀬：仮訳)」(2006)
http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html

<出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム(DINF)」>